

## クロスボーダーで行うデリバティブ取引の決済により生ずる所得の取扱いについて

## 1 従来の取扱い

クロスボーダーで行う金融商品取引法の市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得（以下「デリバティブ所得」といいます。）については、恒久的施設等に帰属するデリバティブ所得を除き、

- ・ 非居住者又は外国法人に係るデリバティブ所得は、国内源泉所得である「国内資産の運用・保有所得」に該当する
- ・ 居住者又は内国法人に係るデリバティブ所得は、国外源泉所得である「国外資産の運用・保有所得」に該当する

と取り扱っていました。

## 2 今後の取扱い

令和3年12月24日に閣議決定された「令和4年度税制改正の大綱」においては、恒久的施設等に帰属するデリバティブ所得を除き、

- ・ 非居住者又は外国法人に係るデリバティブ所得は、国内源泉所得である「国内資産の運用・保有所得」に該当しない
- ・ 居住者又は内国法人に係るデリバティブ所得は、国外源泉所得である「国外資産の運用・保有所得」に該当しない

ことを法令上明確化することとされました。

今回の閣議決定を受け、従来の取扱いを変更することとします。

（参考）令和4年度税制改正の大綱（令和3年12月24日閣議決定）

- 金融商品取引法に規定する市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得は、所得税法及び法人税法に規定する国内源泉所得である「国内資産の運用・保有所得」に含まれないことを法令上明確化する。

（注）外国税額控除における国外源泉所得である「国外資産の運用・保有所得」についても同様とする。

## 3 非居住者又は外国法人の方へ

上記2の取扱いの変更は、過去に遡って適用されます。今回の取扱いの変更により、税金が納め過ぎとなる方については、更正の請求を行い、納めすぎた税金の還付を求めること等ができます。

（注1）所得税又は法人税の還付を受けるための更正の請求については、法定申告期限等から5年を経過している場合は、法令上、減額更正できないこととされています。

（注2）法人税に係る純損失等の金額を増加するための更正の請求については、

- ・ 平成30年4月1日以後に開始する事業年度に係る更正の請求で、法定申告期限等から10年を経過している場合
- ・ 平成30年3月31日以前に開始した事業年度に係る更正の請求で、法定申告期限等から9年を経過している場合

は、法令上、更正できないこととされています。

（注3）更正の請求には、請求の理由の基礎となる事実を証明する書類の添付が必要です。

## 4 居住者又は内国法人の方へ

上記2の取扱いの変更は、過去に遡って適用されます。今回の取扱いの変更により、外国税額控除の額が減少する方は、修正申告が必要な場合があります。